

今月のピックアップ

折りたたみ式ベビーカーを開閉する際に、子どもがちょうつがい部分に指を挟み、けがをする事故が相次いでいます。こうした事故は以前から起こっており、重大な事故になる危険性がありますので、ベビーカー使用時は開閉時に子どもを近づけないよう注意してください。

また、ベッド用落下防止柵を設置した大人用ベッドで寝ていた乳児が、当該落下防止柵とマットレスの間に入り込み、重傷を負う事故も起こりました。大人用ベッドに寝かされていた乳児が、保護者が目を離している間に動いてすき間に挟まったものと考えられます。

子どもは予測できない動きをしますので、目を離さないようにするとともに、あらかじめ使用方法を確認して、正しく使用してください。

◇ 平成21年10月の重大製品事故公表情報(消費者庁) [単位:件 ()内は長野県内での発生件数]

ガス機器・石油機器に関する事故	ガス機器・石油機器以外の製品に関する製品起因が疑われる事故			その他の主な製品の内訳		
		電子レンジ	その他(各1件)			
27	17 (1)	3	14 (1)	・電気洗濯機 ・電気洗濯乾燥機 ・電気冷蔵庫 ・扇風機 ・エアコン ・電気こんろ	・ノートパソコン ・携帯電話 ・電気ポンプ ・ベッド用落下防止柵 ・介護ベッド用手すり ・スキー用ビンディング	・生ごみ処理機 ・自転車

※ 詳細な情報は、消費者庁のホームページをご覧ください。
(<http://www.caa.go.jp/safety/index.html>)

低温やけどにご注意ください。

冷え込みが増し、暖房器具が欠かせない季節になりましたが、気をつけたいことの一つに「低温やけど」があります。低温やけどとは、比較的低い温度(44℃～50℃)のものでも長時間にわたって皮膚の同じ個所に触れていることにより起こるやけどのことで、ゆたんぽ、電気あんか、電気毛布及びカイロ(使いすて式)など、長時間身体にあてて使用する製品に多く発生しています。

【事例1】 ゆたんぽに沸騰直前の熱湯を入れ、付属の袋及びタオルの袋に入れて就寝中、長時間接触して使用したことにより、低温やけどを負った。

【事例2】 就寝時に電気あんかを「強」に設定し、両足に触れないように置いていたが、睡眠薬を服用していたために熟睡し、目覚めると両ふくらはぎの下に電気あんかがあり、重傷の低温やけどを負った。

低温やけどは皮膚表面の変化や痛みは弱いですが、実際は皮膚の深い部分にやけどを起こしており、場合によっては細胞の一部が死んでしまい、皮膚移植の手術が必要になることもあります。事故防止のために、ゆたんぽなどの暖房器具の使用に際しては、以下の点に注意してください。

<低温やけど防止のために>

- ・同じ部位を長時間温めないでください。違和感や熱いと感じたら直ちに使用を中止してください。
- ・ゆたんぽや電気あんかを、厚手のタオルや専用のカバーなどで包んでも低温やけどは起こります。就寝前に布団の中に入れ、温まったらゆたんぽは布団から出し、電気あんかはスイッチを切ってください。
- ・使いすて式の一般用カイロや靴・靴下用カイロは、目的以外の部位では使用しないでください。



ベッド用落下防止柵



(当該製品をベッドに設置した状態)